

# 防衛施設と周辺の調和を図る

航空機の頻繁な離着陸による騒音や、戦車の走行などによって、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について、次のような施策を行い、防衛施設と周辺地域との調和を図るよう努めています。



## 障害を防ぐ工事

演習場の荒廃、大型車両の通行などによって生ずる障害を防いだり、軽くしたりするため、市町村などが行う河川改修、ため池、道路等の工事に対して助成を行います。



## 交付金の交付

ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃などが行われる演習場等の設置及び運用により、特にその周辺の生活環境や地域開発に影響を受ける市町村があります。

これらの市町村を特定防衛施設関連市町村に指定し、交通・レクリエーション・社会福祉施設等の公共用施設の整備に使用できる交付金を交付しています。

また、平成19年度から在日米軍の再編に伴う負担を受け入れた市町村を再編関連特定周辺市町村に指定し、公共用の施設整備だけでなく、住民生活の利便性の向上や産業振興に寄与する事業（いわゆるソフト事業）に使用できる交付金を交付しています。

## 民生安定施設の整備

飛行場、演習場などがあることによって周辺住民の皆さんの暮らしに影響を及ぼす場合があります。

その場合には、市町村などが行う公園、道路、ごみ・し尿処理施設等の生活関連施設や農漁業施設などの事業経営の安定に寄与する施設の整備に対して助成を行います。



## 学校などの防音工事

航空機などの騒音による障害を防いだり、軽くしたりするため、市町村などが行う小・中学校などの教育施設、保育所・老人デイサービスセンター・特別養護老人ホームなどの社会福祉施設、病院・診療所などの医療施設の防音工事に対して助成を行います。

# 防衛施設と周辺の調和を図る

航空機の頻繁な離着陸による騒音や、戦車の走行などによって、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について、次のような施策を行い、防衛施設と周辺地域との調和を図るよう努めています。



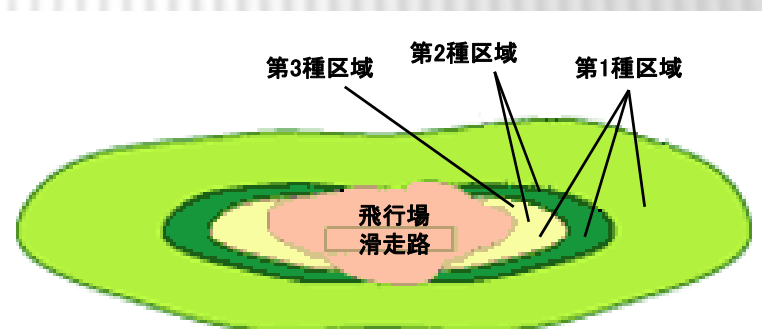
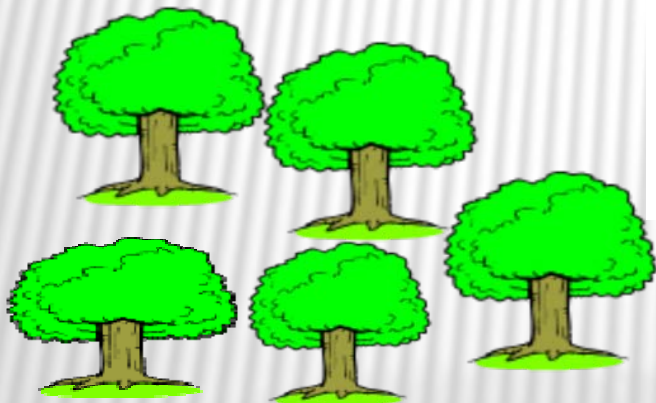
## 住宅の防音工事

飛行場などの周辺の航空機の音がうるさい地域として指定された区域（第1種区域）内で、区域が指定された時に所在する住宅を所有している方などが行う防音工事に対して助成を行います。

## 建物の移転等

飛行場などの周辺の航空機の音が著しくうるさい地域として指定された区域（第2種区域）内で、区域が指定された時に所在する建物を同区域外に移転を希望する方には、移転補償や土地の買入れを行います。

さらに、移転先地において、市町村などが行う道路、水道及び排水施設などの公共施設の整備に対して助成を行います。



## 緑地帯の整備

飛行場などの周辺の航空機の音が最もうるさい地域として指定された区域（第3種区域内）で、国が買入れた土地などについて、緑地帯等として整備します。

# 損害の賠償と漁業への補償



## 損害の賠償

在日米軍の自動車や航空機などによる事故が発生し、身体や財産に損害を与えた場合には、被害を受けた方に対し損害賠償などを行います。



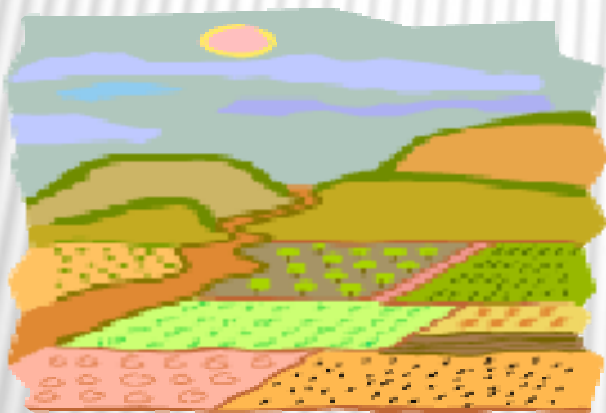
## 漁業への補償

自衛隊や在日米軍が行う海上での訓練など、一定の区域について期間を定めて漁船の操業を制限し、あるいは禁止することがあります。

その際、漁業を営んでいた方に損失が生じた場合に補償を行います。

また、自衛隊や在日米軍による航空機の離着陸などで、農業、漁業などを営んでいた方に損失が生じた場合にも補償を行います。

# 防衛施設の取得と管理



## 防衛施設の取得と管理

自衛隊や在日米軍が、演習場、飛行場、港湾などとして使用するための土地・建物などの買入れや借上げを行います。

その際、その土地にある建物や工作物を移転したり、取り除くことにより所有している方に損失が生じる場合は、その補償を行います。

また、このようにして買入れなどを行った土地・建物などの財産の管理などを行います。

# 防衛施設の建設工事



## 防衛施設の建設工事

自衛隊や在日米軍が使用する防衛施設を建設しています。  
飛行場、港湾施設、庁舎、隊舎、病院などの建築、土木、設備及び通信の各種工事を行っています。

# 駐留軍等労働者の労務管理



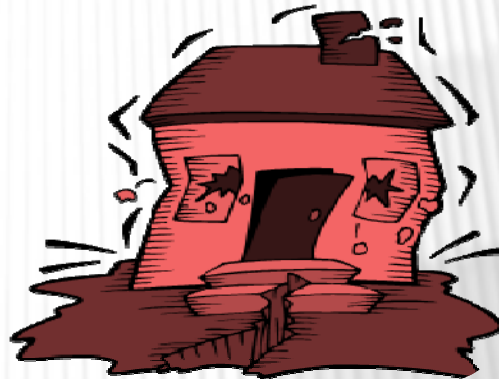
## 在日米軍従業員に係る労務管理業務

在日米軍の任務達成のために必要な労働力は、日本側の援助により充たされることになっています。このため、日本側は米側が必要とする者を駐留軍等労働者として雇用し、その労務を提供しています。

雇用された労働者は、米軍における事務や技術及び販売など多様な職場で働いています。

# 防衛についての理解を得る

防衛行政全般の地方拠点として、地方との協力関係を強めていきます。



## 防衛政策についての理解を得る

広く防衛政策について理解を得るため、防衛白書の説明や防衛問題セミナーを開催します。また、防衛省の政策課題について、情報提供や説明を行い、地方公共団体や住民の方々から理解を得られるよう努めます。

## 各種事態への実効的な対処

地方公共団体の防災担当部局や自衛隊の部隊等との間で、情報意見交換や共同訓練の実施等を通じて連携を強め、事態発生時の円滑な対処の実現を図ります。



## 各種事業を円滑に実施するための地元調整

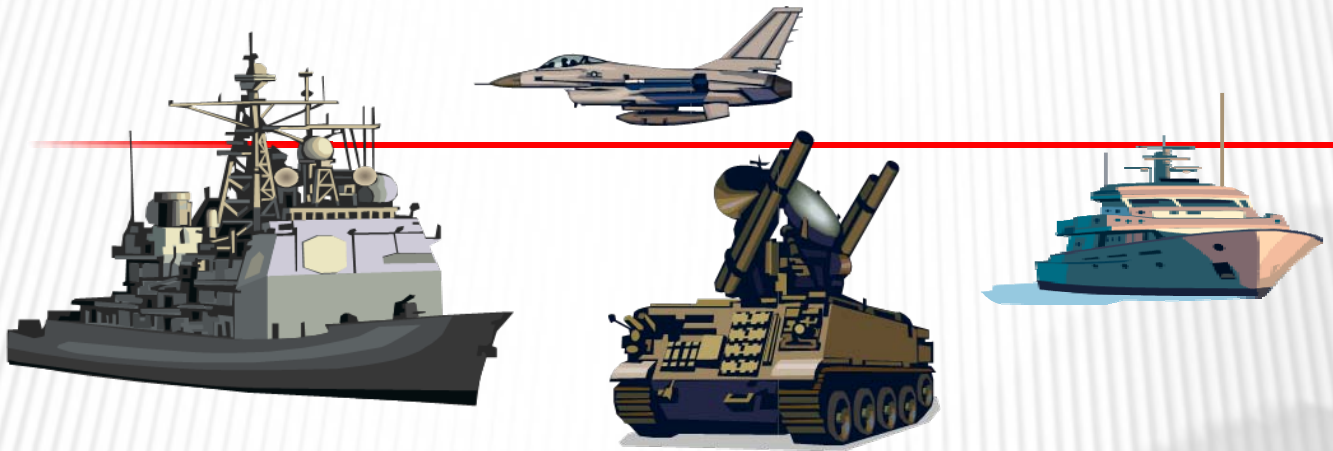
自衛隊に係る部隊改編、施設の整備等及び米軍に係る施設の取得・整備・移設等、関係機関と適宜調整しつつ、計画的に地元への説明や連絡調整等を実施します。これら地元調整を円滑に実施するためにも、平素から基地関係自治体との間で良好な関係の構築を図ります。



## 事件・事故への対応

自衛隊等が関わる事件・事故について、地元の不安・不満を解消するため、平素から関係機関や関係部隊等と十分な連絡調整を行うための態勢を構築し、迅速な対応ができるよう努めます。

# 装備品等の調達に関する業務



## 装備品等の調達に関する原価監査及び監督・検査等

自衛隊の任務遂行に必要な装備品等（火器、誘導武器、電気通信、船舶、航空機、車両、機械、弾火薬類、食料、燃料、繊維及びその他需品）及び役務の調達に係る原価監査及び検査等を行っています。